

岩手県
全市町村
対象

子育て加算がさらにUP!

岩手県移住支援金

2023年4月1日より、世帯の中に18歳未満の子がいる場合には、その子1人につき100万円が加算されます!

世帯 (18歳未満の子がいない)



100万円

单身



60万円

支給額

UP!

子育て世帯 (18歳未満の子がいる)



100万円

プラス子ども一人につき100万円

(※申請年度の4月1日時点で18歳未満)

①移住元要件

東京23区に在住、または東京圏(※条件不利地域を除く)に在住し東京23区に通勤。
いずれも直近10年間のうち通算5年以上(直近1年間に必ず含む)。

②移住先要件

※次のいずれかに該当

県内企業への就職

- ・移住支援金対象求人で就業
- ・内閣府のマッチング事業を利用して専門人材として就業



テレワーカー

移住前の業務を引き続き
岩手でテレワークで行う



起業する

起業支援金の交付決定を
受けて起業する方



関係人口

移住前から地域と
深い関りがあった方
※市町村ごとに要件が異なります



支給要件

▼令和4年度中に移住した方

子育て加算は子ども1人につき30万円です。
(紫波町は対象外です)
転入してから1年以内に申請してください。

▼東京23区在勤ではない東京圏在住の方

東京圏の在住期間が5年以上の方で39歳以下の方は「いわて若者
移住支援金」の支給対象となる可能性があります(新卒者は5年
未満でも支援制度あり)。要件をご確認ください。

お問い合わせはこちら

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室
移住定住推進担当
(岩手県盛岡市内丸10-1)
電話: 019-629-5587
mail: AE0005@pref.iwate.jp



岩手県移住支援金について
(岩手県公式サイト)

移住支援金対象求人を掲載
マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」

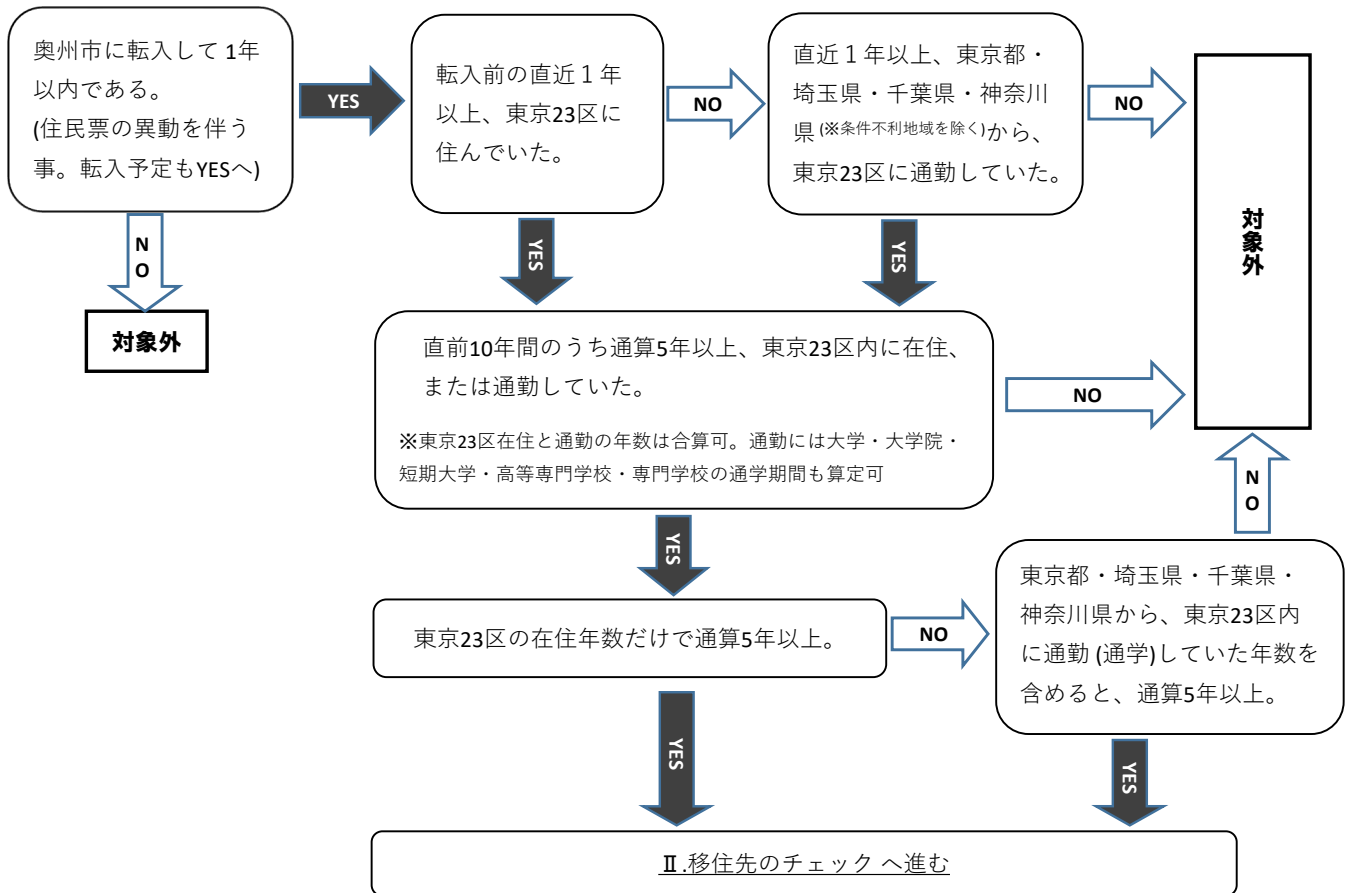


まずは裏面でセルフチェック!!

*** 移住支援補助金 セルフチェック ***

「Ⅰ.移住元のチェック」と「Ⅱ.移住先のチェック」の要件を満たした方は、対象になる可能性があります。
未来羅針盤課・都市プロモーション係へお問い合わせください。

Ⅰ. 移住元のチェック



※ 条件不利地域

[東京都] 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

[埼玉県] 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

[千葉県] 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

[神奈川県] 山北町、真鶴町、清川村

Ⅱ. 移住先のチェック

※ 就業条件が、A～Dのいずれかに該当すること

該当チェック

A. 就業	『シゴトバクラシバいわて』移住支援金対象求人で就職（新規雇用・無期雇用契約） 〈※転勤・転籍は対象外〉	☐
	プロ人材・先導的マッチング事業で就業	☐
B. 起業	『岩手県地方創生起業支援金』交付決定者	☐
C. テレワーク	自分の意志で、移住前の業務をテレワークで行う	☐
D. 関係人口	岩手県『遠恋事業』の取り組みにより、県内企業・団体と複業を実施したことがある	☐

問い合わせ：奥州市 政策企画部 未来羅針盤課 都市プロモーション係

TEL: 0197-34-2116

メール: rashinban@city.oshu.iwate.jp